

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案に関する パブリックコメント（意見公募手続）について

「①教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案」及び、「②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案」について、令和4年6月2日から令和4年7月1日までの期間に募集を実施したパブリックコメントでは、①については10件、②については67件の意見をいただいたところ。主な意見については、下記のとおり。

記

①教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について

主な意見の概要
○ 附則第3項中「附則第1条ただし書」は正しくは「附則第1項ただし書」ではないか。
○ 学校教育法第72条に「発達障害」という語句はない。学校教育法との整合性を図るべき。
○ 発達障害児は特別支援学校（特別支援学級）が担えばよいという雰囲気が強まり、結果的に、特別支援学校（特別支援学級）に在籍する児童生徒の増加がさらに進行するのではないかと危惧する。
○ 平成27年12月21日中央教育審議会（第184号）で示された数値目標（教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、2020年度までにおおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持、および特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度）の未達成の原因の検証をすることが順序としては先である。
○ 知的障害の教科についてカリキュラム・マネジメントが記載されたが、他の障害種の教科についても同様なので、知的だけに書き込む必然性が認められない。おそらく趣旨としては、他の障害種の特別支援学校でも知的障害との重複が認められる児童生徒が多いため、知的の教科を基本として位置づけ、共通に学ぶことを意図したものと推察しているが、それなら、理由を明確にしたうえで、第一欄に位置づけることが必要だし、その位置づけなら、カリキュラム・マネジメントだけを強調するよりも、個に応じて教科の内容も設計し、個別の指導計画を立てるようという点を強調する方が良い。
○ 第7条第1項表の備考第3号に「教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。」と明記することは良いが、自立活動は学校の障害種にかかわらず全体的に示される教育内容であり、教育課程等に関する科目ではなく、【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目に自立活動を位置づけることが必要である。
○ 吃音に関する教師の理解啓発を進めてほしい。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案について

主な意見の概要
<p>【作成の背景と考え方】</p> <p>○ 2頁にある「(4) 本カリキュラムの活用について」という項目に、「教師の養成・採用・研修、又人事異動やキャリアパス等に関わる各関係者」が「活用することが求められる。」と記載されているが、大学での教員養成に関わるこの国の方針（コアカリキュラム）が、学校現場の教育活動や教員の研修や専門性向上に関わるようなことにまで言及する必要があるのか。特に採用後の「研修」や「人事異動」などについては、このコアカリキュラムからは切り離す必要がある。</p>
<p>【第1欄】</p> <p>○ 自立活動の理念やそれに基づく指導の考え方については、養成段階でしっかりと指導する必要があることから、障害種ごとに配慮事項は講義するとしても、日本特殊教育学会WGの報告書に記載されているように、第一欄に自立活動を独立の科目として設定し、第一欄で共通に講義すべき必要がある。</p>
<p>【第1欄 特別支援教育の理念等】</p> <p>○ p5「(1) 特別支援教育の理念の到達目標： 1) 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。」箇所について、「障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念」のみならず、「障害者の権利に関する条約」そのものの理解（特に第24条「教育」）や子どもの権利条約（特に第23条「障害のある子どもの尊厳の確保」）への理解も必要である。</p>
<p>【第2欄】</p> <p>○ コアカリキュラム案に「個別の教育支援計画」が記載されていない。教員養成の段階では、一律に学生が身につけるべき内容であり必要な内容である。</p>
<p>【第2欄 心理、生理及び病理】</p> <p>○ 障害者権利条約やICD-10では、障害は個人にあるのではなく、社会との相互作用であると論じられている以上、障害種領域内の病理・心理、生理面の相互作用だけでなく、【社会との相互作用（社会的障壁）についても理解すること】を加えることが必要である。</p>
<p>【第2欄 教育課程及び指導法の指導法】</p> <p>○ 自立活動について、各障害の「指導法」の「到達目標」の項目の中に「自立活動および自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の指導案を作成することができる」とともに、授業改善の視点を身につけている」とあるが、授業も行っていないにもかかわらず、授業改善の視点をもつことは、養成段階の学生の目標設定としては不適切である。この箇所は「自立活動および自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の指導案を作成する際のねらいと留意点を理解することができる」ととどめることが必要である。</p> <p>○ 第2欄で「学習指導案が作成できる」とあるが、免許状教育領域（第2欄）として記載される障害領域のすべてに要求することには、無理がある。第2欄で要求するのではなく、第4欄（教育実習）で求める事項であるとも考えられ、せめて「学習指導案作成上の、障害の特性等に応じた留意事項を理解する」程度に修正する必要がある。</p>

<p>【第2欄 教育課程及び指導法の指導法】</p> <p>○ ICTの活用が重要であると捉えるのであれば、Assistive Technologyという考え方に基づいたICT活用を学生に指導することのできる教員を大学が確保し、そのために必要な予算も含めた施策を文部科学省の方で講じることが必要である。</p>
<p>【第2欄 教育課程及び指導法の指導法】</p> <p>○ 指導方法を定型化することにつながらないような学修が重要である。これまでも行われてきたように、地域の関係機関と連携をはかりながら、学生の臨床演習をカリキュラムに位置づけるようにするなど、特定の「指導法」の学修に大学が陥らないようにすることが必要である。</p>
<p>【第2欄 教育課程及び指導法の指導法】</p> <p>○特定の具体的な指導技法を書くことに抵抗がある様子だが、「諸機能の関連を視野に入れるという前提のもとに」自立活動の6区分に示されている諸機能に影響を与える指導技法を、教員養成課程の具体的な演習等で教えると書くことは可能である。指導方法を書かないという方針を改め、例えば「自立活動の6区分に示された諸活動の改善に資する具体的な指導方法を学部の段階で例示し、実習するようにする」などと規定することが必要である。</p>
<p>【第2欄 視覚障害者に関する教育の領域】</p> <p>○ 8ページの視覚障害の心理・生理・病理の到達目標2)に「観察や検査」とあるが、視覚障害教育では、「教育的視機能評価」という言葉を用い、視機能の実態把握を行うようにしていることから「観察・検査・教育的視機能評価等」とする必要がある。</p>
<p>【第2欄 聴覚障害者に関する教育の領域】</p> <p>○聴覚障害児が自然に獲得できる母語（つまり「日本手話」）で教育を受けられるように、聴覚障害児を担当する教員の養成課程には、「日本手話」の習得を含めることが必要である。</p>
<p>【第2欄 聴覚障害者に関する教育の領域】</p> <p>○聴覚の場合は病理的な側面とその結果（心理面及び生理面）という関わりだけでなく、人間の言語発達の側面から聴覚障害の影響を捉えることが重要であり、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解すべき目標の一つに「聴覚障害児の言語発達・習得に関する基本的知識」を追加する必要がある。</p>
<p>【第2欄 知的障害者に関する教育の領域】</p> <p>○各教科の具体的な指導内容に関する部分がない。小学校の基礎免許においては、各教科別に指導法が設定されているので、同様に各教科の指導に必要な知識・技能を加えることが必要である。</p>
<p>【第2欄 知的障害者に関する教育の領域】</p> <p>○第2欄「知的障害領域」の「教育課程」の抜本的な修正が必要である。少なくとも、学校教育法施行規則第130条第2項による授業展開の意義（とそのカリキュラムマネジメントの重要性）をより強調したような構造にすべきである。</p>
<p>【第3欄】</p> <p>○現行案では「コア（core：核）」とはいえない分量である。5障害「盲聾知肢病」の第2欄の目標と内容の分量について、第3欄に準用できるくらいの精選が必要である。</p>
<p>【第3欄 発達障害】</p> <p>○第3欄「発達障害」の目標と内容が格段に多く、その不均衡さに違和感をもつ。5障害「盲聾</p>

<p>知肢病」以外の障害種別で扱う目標と内容は極力少なくすべきである。</p>
<p>【第3欄 その他障害】</p> <p>○平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、「これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD, ADHD、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し」とあり、今回のコアカリキュラム案の「発達障害」では、「学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症」に限定されている。このままでは大学教育で「情緒障害」「言語障害」を学ぶことなく支援の場に立つことになるため、「情緒障害（場面緘黙など）」「言語障害（講音障害・吃音など）」について、明記することが必要である。</p>
<p>【第3欄 その他障害】</p> <p>○常時監督が必要な程度の重複障害に関する事項として「強度行動障害」を教員養成課程で教えておくことが必要である。</p>
<p>【第4欄 教育実習】</p> <p>○教育実習についての区分が抜けている。</p> <p>「特別支援学校教諭免許の教職課程における教育実習」について、特別支援学級での実習が必要である。</p>
<p>【コアカリキュラム全体】</p> <p>○「到達目標」については、「理解している」ではなく「ができる」というような行動目標を掲げる必要がある。</p>
<p>【コアカリキュラム全体】</p> <p>○現在の免許法そのものが視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱がそれぞれに心理・生理・病理と教育課程・指導法に分かれていて、内容の重複が多いという問題を抱えており、講義内容が重複し、非常に効率が悪いと考えている。併せて指導するということを認めるといった大胆な改革が必要と考える。</p>
<p>【コアカリキュラム全体】</p> <p>○子どもの発達理論と発達保障の理念を学ぶ内容がこの「コアカリキュラム」においては不十分であると考え。障害の特性や病理的知識の習得は、着任した現場の学校種に応じて現場の同僚から学びながらも習得していけるものでもある。障害のある子どもも、健常の子どもと同様に発達していくという発達心理と発達保障の理念を十分に学べるよう、学修内容の根本的な見直しを求める。</p>
<p>【コアカリキュラム全体】</p> <p>○この「コアカリキュラム」は、学習指導要領に基づくことが強調され、学習指導要領で示された目標や内容、教員の資質・能力などを、大学の教職課程に組み込ませ、拘束しようとするものである。これは大学の自主的・創造的な教職課程の編成を妨げるものであることから、この「コアカリキュラム」を大学のカリキュラムとして押しつけることには反対である。</p> <p>○コアカリキュラムについては、難しさが増し、しぼりが強くなって、教員への魅力がなくなるばかりであり、不必要である。</p>
<p>【特別支援学校教諭免許状の単位数等】</p> <p>○第1欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」（最低習得単位数2単位）について、一般目標数及び到達目標数がかなり多く、単位数との整合性が取れていない。最低習得単位数の見</p>

直しとセットで構想する必要がある。また、第3欄の内容は基礎免許状のための最低習得単位1単位と重なる点も多く、特別支援学校免許取得者の負担軽減と有効な単位配分のために免許間の位置づけに留意が必要である。

【特別支援学校教諭免許状の単位数等】

○心理、生理病理に関する内容は、原理として共通した内容と障害領域別の理解に関する内容に分けられるので、授業を行う側の難しさと、学生への単位の純増の負担となることから、心理学と生理／病理学について、それぞれの原理科目を第1欄に新設し、第2欄、第3欄での障害領域別の心理生理病理については、圧縮することが必要である。